

廃止されたわがまち特例（記載の取得時期以外に取得された場合は特例対象にはなりません）

対象資産・税目	取得時期	所沢市の特例割合 特例適用期間	根拠法令・条項	対象となる具体的な資産の例
雨水貯留浸透施設 ・固定資産税 (償却資産)	平成30年4月 1日から令和 3年3月31日 まで	4分の3 (課税標準の特例措 置) 適用された年度から 期間の規定なし	・地方税法附則第15 条第8項 ・所沢市税条例附則 第10条の3第3項	透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ、貯 留施設等 ※ただし、特定都市河川浸水被害対策法に 基づく特定都市河川流域内において、雨水 浸透阻害行為を行うものが取得した償却資 産が対象となります。
生産性向上特別措置法に基づく 先端設備等導入計画の認定を受 けた先端設備 ・固定資産税 (家屋・償却資産)	平成30年6月 6日から令和 3年3月31日 まで ※事業用家 屋及び構築 物について は令和2年4 月30日から 令和3年3月 31日	0 (課税標準の特例措 置) 適用された年度から3 年度分	・地方税法附則第15 条第41項、地方税法 附則第64条 ・所沢市税条例附則 第10条の3第24項、第 27項	産業振興課が所管する「導入促進基本計 画」に沿った「先端設備等導入計画」に基 づいて取得した一定の先端設備※ ¹ ※先端設備等導入計画については市の認定 を受けたものに限りです。

※1 一定の設備とは次のとおりです。

種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の取 得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物付属設備(償却資産のみ)	全て	60万円以上	14年以内
事業用家屋	全て	120万円以上※ ²	
構築物	全て	120万円以上	14年以内

※2 取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの